

回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	栃 木 県
1. 料金割引の基本的方向性 (1) 割引の還元のあり方 (2) 割引率や対象時間の考え方 (3) 割引対象車両について	
<p>一般道路の混雑解消、夜間における大型車の一般道路走行の抑制、及び高速道路を利用する長距離利用車の途中一般道路走行の解消等、地域生活に役立つ高速道路の利用促進を、料金割引の基本的な考え方とすべきである。</p> <p>なお、そのような地域の特性に応じた弾力的な割引制度の実施等をするために、技術的理由から、当面ETC車両のみを対象とするのはやむを得ない。</p>	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	
<p>長距離トラック等の一般道路走行を抑制するために、一定の大口利用割引を実施することは必要であると考えます。</p> <p>この場合、一般利用者が不公平感を抱かないよう配慮することは妥当であると考えます。</p>	

3. 具体的な割引内容（案）

（1）割引内容（案）

（2）割引結果

通勤時間帯における本県の一般道路は常に混雑しており、これらを緩和するために高速道路利用を促進すべきであることから、通勤割引について積極的に対応して欲しい。

次に、本県では、夜間時間帯の一般道路の大型車利用が多く、また、東北縦貫自動車道の時間帯交通量は午前0時以降大幅に減少し、その後午前4時頃最低になった後、午前5時以降急激に増えていることから、この午前0～5時の時間帯に一般道路から高速道路への交通量転換を促すことによって、一般道路における夜間の道路環境が大きく改善することから、夜間割引について積極的に対応して欲しい。

これらの内容に加え、東北縦貫自動車道の長距離利用車が途中一般道路を利用することが多いことから、これらを抑制するために、長距離利用車が割安になる長距離逓減制の検討をお願いしたい。

4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

地域の道路ネットワークを適切に活用する観点から料金割引制度は有効であるが、その運営方法については、成果を常に確認しながら、適宜見直しを行うことが必要である。

※その他の意見

・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

(栃木県)

①割引対象車両について、基本的には1. で回答したとおり、ETC車両のみを対象とするのはやむをえないと考えるが、現在の利用率が日本道路公団の利用者の約20%、また、本県の自動車保有台数のうちETC車載器の全セットアップ件数が約3%に留まっていることを考えれば、多くの利用者が割引を受けられるために、ETCのセットアップ件数を増やす必要があると考える。

そのため、新車への標準装備の検討や車載器等への補助制度のより積極的な取り組みをお願いしたい。

②特に、本県においては、足利銀行の一時国有化問題により県内経済活動の停滞が懸念されており、その活性化に向けて各種施策を進めているところである。高速道路は、地域経済の重要な基幹施設であり、物流コストの低減や地域間のネットワークの構築による経済活性化に対する効果が大きいことから、積極的な利用促進を進める必要がある。

料金割引はそのための重要な施策の一つであり、今後とも積極的な取り組みをお願いしたい。

また、検討に当っては今後も地方を含めた幅広い意見を踏まえて行って頂きたい。

・ ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。